白 指 審 第　3　号
平成 27 年 10 月 30 日

白井市長　伊澤　史夫　様

白井市指定管理者選定審査会
会長　岡東　務

指定管理者選定に係る提言（提言）

指定管理者の候補者を選定するにあたり、より良い指定管理者の候補者を選定するため、以下のとおり指定管理者の選定に関する改善点を提言します。

白井市が、平成 18 年度に指定管理者制度を導入し、来年で 10 年を迎えますが、今後も指定管理者制度を更に推進するために、市長におかれましては、本提言を受け、指定管理者による適切な管理運営が行われるよう改善に取り組んでいただくようお願い申し上げます。

提言１．審査方法について

現在、指定管理者選定審査会は、第１次審査、第２次審査、総合審査と３段階の審査を行っていることから、審査資料の作成や審査回数など、応募団体と候補者選定のための審査に大きな負荷がかかっています。審査のレベルを落とさない範囲で、審査方法の見直し・簡素化を図るべきと考えます。

提言２．指定期間について

市は「公の施設の指定管理者制度導入に関する指針」により、指定管理者の指定期間について５年間を基準としていますが、その一方で、施設の性質・業務内容を考慮して指定期間を３年間としている施設も多くあります。

施設ごとに指定期間を定めることは、制度の導入当初では重要な取り組みでしたが、その指定期間が３年間と短い期間であれば、審査のための経費が余計にかかるだけでなく、指定管理者施設で働く職員の雇用関係が安定しないなどの問題があります。

より良いサービスを市民に安価で安定して提供するためにも、市は、指定管理者の指定期間を、原則５年間とすべきと考えます。

提言３.審査基準の見直しについて

指定管理者の選定については、応募団体間が競争することで市民サービスの向上と経費の削減が図られることから、新たに指定管理者に応募する団体にとって、著しく不利にならない審査基準を定めることが大切です。

類似施設での管理実績は、団体が安定して施設を運営できるかを確認するための大切な基準ですが、現行の審査基準では、類似施設での運営実績がない団体の場合、実績のある団体と評価に大きく差が生じることとなりますので、上限点数を低く抑えることで、配点を緩やかにすべきと考えます。

提言４．労働条件審査の導入について

複雑な労働関係法令に即した適正な労働環境を確保するためには、専門知識を持った社会保険労務士による労働条件の点検である労働条件審査と、審査に基づいて指定管理者が労働環境を改善していくためのしくみが必要です。

労働条件審査は、過去に２度、審査会から提言したとおり、労働関係の法令遵守を徹底するための取り組みとして有効ですので、市は導入すべきと考えます。

導入にあたっては、指定管理者応募要項に労働条件審査の実施を明記するとともに、指定期間の初年度に実施することで、より効果的に実践できると考えますので、運用についても工夫に努めてください。